

その点検、ちょっと待って！



地域見守り情報

高知県立消費生活センター 第205号

近所で屋根の工事をしよつたら、お宅の瓦が痛んじゅうように見えたがよ、点検した方がえいがやないろうか。

早う直しちよかんと、台風が来た時に雨漏りするかもしれんきねえ。

近所の工事もう終わるき、お宅へ寄れるがも今日までながよ。早う点検だけでも、させてもらえんろうか。



©KANAGAWA2013

住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。

ワンポイント

- ・「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- ・点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- ・法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- ・不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999